



ストライキは解除、問題点は今後の協議 第 5 回中央港湾団交、ギリギリの交渉で妥結

第 5 回中央港湾団交が 4 月 6 日開催された。前回の第 4 回中央港湾団交において交渉が決裂となり、3 月 26 日、4 月 2 日と 2 週連続しての 24 時間ストライキとなり、その後 4 月 8 日始業時から 48 時間のストライキ通告をおこない、業側からの団交再開申し入れがあり、今回の団交再開となった。

団交再開にあたり業側からは「ストライキは何とか回避したい」との話があり、その後修正の回答を受けた。しかし、肝心の産別最賃についての有額回答はなく、「回答できない」との話に終始した。そのため、組合側より、これでは産別否定でありストライキに入らざるを得ないと態度表明した。すると、業側より修正回答を検討するので少し時間をいただきたいとの申し出があり、組合側はこれを了承、休憩を挟みながらの断続的交渉となった。

そして、業側からの再回答を受けた結果、産別最賃については「既存の産別賃金制度について認める。企業労使間において協議し合意を得た金額を遵守する。産別賃金制度の取り扱いについては引き続き協議する」との回答を得た。この回答を受け、有額回答には至らなかったが現段階ではギリギリの回答と判断するとし、19 時 00 分、組合側として苦渋の判断ではあるが大筋で受け入れるとし、文書整理に入った。そして、4 月 8 日から構えていた 48 時間ストライキ、その後の夜荷役拒否については 19 時を以て解除するとし、20 時 30 分に仮協定書を締結、17 港湾春闘は一応の終結となった。

ただし、未解決の問題について今後協議を重ねる必要があり、各種委員会で検討、産別制度賃金についても引き続き協議していくとした。

また、産別最賃については、縦割りで個別追認作業をおこなったことを踏まえ、組合側より業側に対して、17 春闘において産別最賃を 168、920 円とする通告文を後日出すとし、産別制度賃金が継続している点を強調した。

春闘要求に対する最終回答については別紙仮協定書を参照のこと。

以 上